

物 件 調 査 書

物件番号 29

所在地		北海道函館市釜谷町100番3、413番4					
住居表示		同 所					
現況地目 及び面積等		宅地	249.56 m ²			工作物	—
						立木竹	—
登記簿	地番	100番3	413番4				
	地目	宅地	原野				
	数量	183.57 m ²	65 m ²				
記載事項	地番						
	地目						
	数量						
接面道路 の状況		南西側 舗装市道 幅員約 6.5 m					
法令に基づく制限	建築都市計画法	都市計画区域外					
		用途地域	指定なし				
		地域・地区					
		建ぺい率	指定なし				
		容積率	指定なし				
		高度制限	指定なし				
	防火指定	指定なし					
その他	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・景観法						
私道の負担等に関する事項		私道負担	無	負担の内容			
		道路後退	無	負担の内容			
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況		施設整備の特別負担の有無	
	電気	接面道路配線	有	—		—	
	公営水道	接面道路配管	有				
	公共下水道	接面道路配管	有				
	都市ガス	接面道路配管	無				
交通機関		バス	函館バス 『下釜谷』停留所まで徒歩3分				
公共施設		函館市役所 戸井支所			函館市立戸井学園		
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物件の一部は、『急傾斜地崩壊危険区域』に指定されており、立木伐採、切土・盛土の工事等を行う際には、北海道知事の許可が必要です。詳細については、渡島総合振興局函館建設管理部に照会願います。 ・当該物件は、『土砂災害警戒区域』及び『土砂災害特別警戒区域』に指定されており、『土砂災害特別警戒区域』においては、建築物の構造規制等のほか、特定の開発行為を行う場合は事前に北海道知事の許可が必要です。詳細については、渡島総合振興局函館建設管理部に照会願います。 ・当該物件は、西側接面道路より約0.6m高く位置しており、ブロック土留が設置されているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。 ・当該物件内には函館市が所有するコンクリート擁壁、側溝、柵、コンクリート管が越境して設置されています。 ・当該物件内の南側境界点付近に電柱及び支線が設置され、上空を複数の架線が通過しています。 ・当該物件の西側境界線付近の上空を架線が通過しています。 ・当該物件の北東側隣接地から樹木の枝が越境しています。 ・当該物件の北西側境界線付近にある石が隣接地に一部越境しています。 ・当該物件には、樹木があります。 						

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

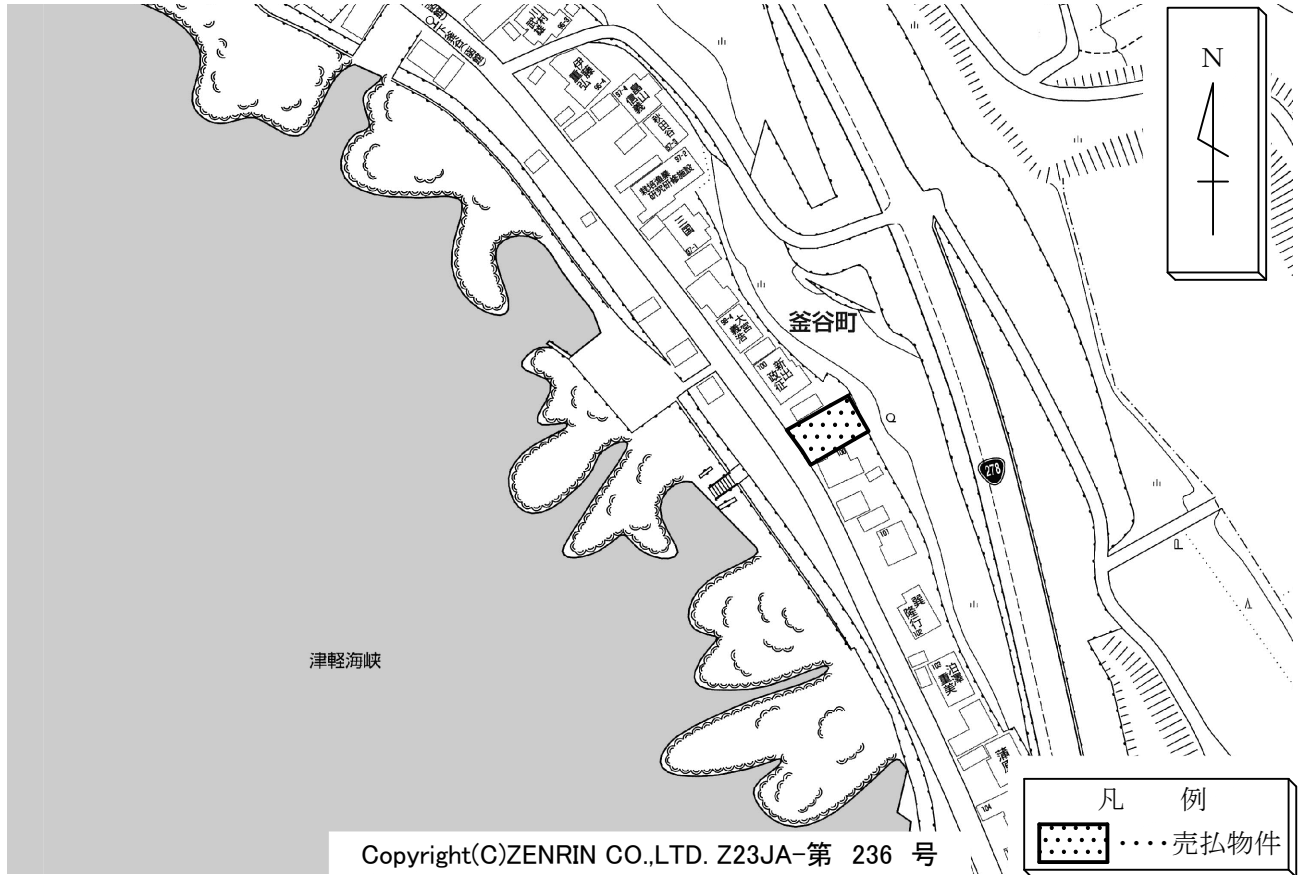
所在地

函館市釜谷町100番3、413番4

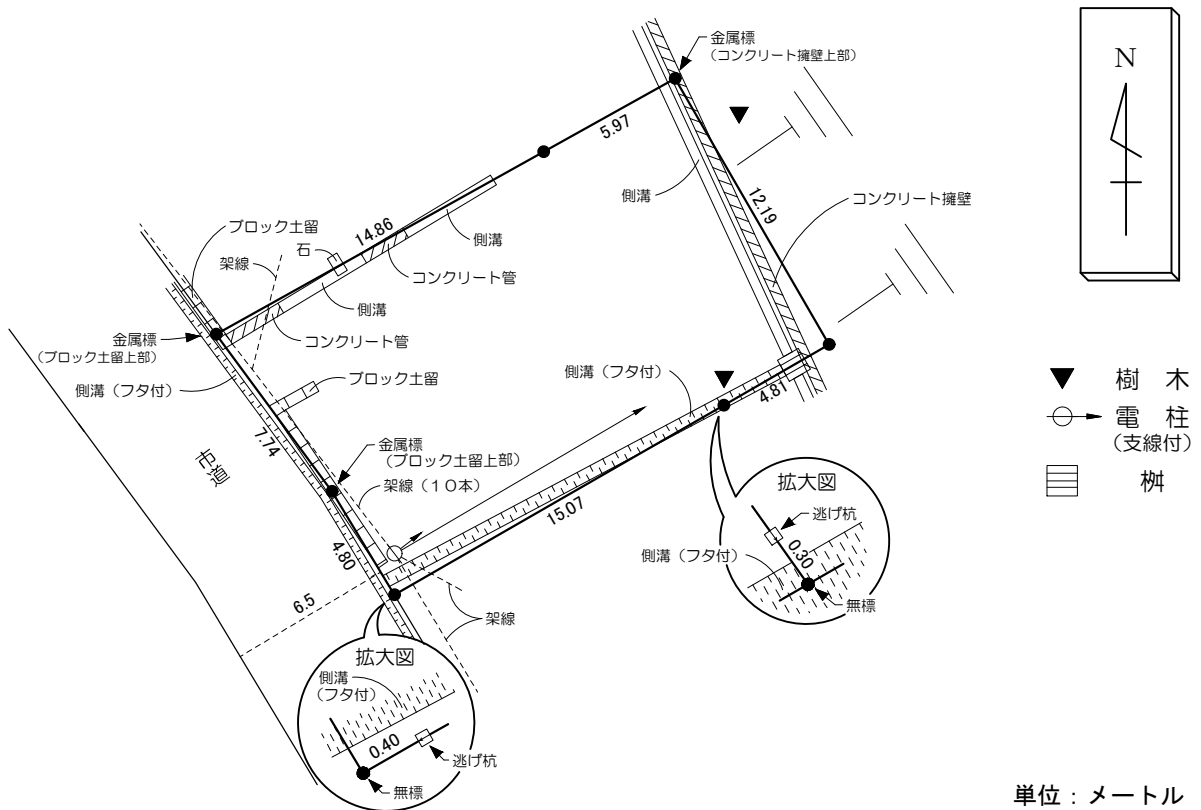
物件番号

29

案内図



概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地を確認を行ってください。

物件番号	29
所在地	函館市釜谷町100番3、413番4

